

平成24年4月23日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成24年度税制改正主要項目一覧

— 3月30日税制改正法案参院通過 —

◎ 所得税関連

- (1) 給与所得控除の上限設定・・・平成25年から適用
 - ・現行) 給与収入に応じて給与収入の約40%~5%相当額を控除して所得額を算出。
 - ・改正) 年1500万円以上の給与収入の控除額は一律245万円。 (1500万円未満は従来通り)
- (2) 給与所得の特定支出控除の見直し・・・平成25年から適用
 - ・控除対象となる支出) 弁護士・公認会計士・税理士等の資格取得費用、職務関連の図書費・衣服費・交際費が追加。
 - ・控除額) 支出額の合計額のうち給与所得控除額の1/2を超える部分の金額。
- (3) 退職所得課税の見直し・・・平成25年から適用
 - ・改正前) 「退職所得 = (退職金 - 退職所得控除額) × 1/2」
 - ・改正後) 役員等 (法人の役員、国会議員、地方議員、国家公務員、地方公務員) としての 勤続年数5年以下の者について、その勤続期間に対する退職金については、
「退職所得 = 退職金 - 退職所得控除額」 (1/2ではない)

◎ 法人税関連

- (1) 環境関連投資促進税制拡充・・・平成24年4月1日~25年3月31日取得使用資産に適用
太陽光発電又は風力発電設備で「電力業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の認定を受けたものは初年度全額償却。

◎ 相続税・贈与税関連

- (1) 相続税の連帯納付義務の緩和・・・平成24年4月1日以後申告期限到来の相続税に適用
申告期限5年経過後、又は本来の納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合、相続人相互間の相続税の連帯納付義務は解除される。
- (2) 住宅取得等資金の非課税枠拡大・・・平成24年中の贈与に適用
現行) 1000万円
改正) 「省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋」の取得資金の場合1500万円

◎ その他

- (1) 国外財産調書制度の創設・・・平成25年12月31日時点の財産から適用
 - ・その年12月31日において合計5000万円超の国外資財を有する者は翌年3月15日までに「国外財産調書」を提出しなければならない。
 - ・「国外財産調書」を提出すべき財産について調書の提出がなく、その財産に係る所得税・相続税に申告漏れ等があった場合、通常の加算税に更に5%の加算税が付加される。